

復興大臣 竹下 亘 様

原子力災害からの更なる復興
の実現に向けた国への意見書

平成 27 年 4 月 9 日

郡山市議会 議長 高橋 隆夫

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、本市に甚大な被害を及ぼし、廃炉や放射性廃棄物の最終処分など、いまだ収束の目途が立たない中、多くの市民が、放射能への不安や精神的苦痛のなかでの生活を余儀なくされている。

この間、本市においては、市民が一日でも早く元の生活を営むことができるよう、「郡山市ふるさと再生除染実施計画」に基づき、一般住宅の除染をはじめ、公共施設や道路の除染に取り組んでいるとともに、産業の復興や風評被害の払しょくに向け、様々な施策を積極的に推進している。

本市議会においても、市民生活の再建や地域経済の復興を最優先課題として捉え、この度、東京電力株式会社に対し、福島第一原子力発電所の確実な廃炉に向けた取組み、被災者に寄り添った損害賠償の実施、風評被害払しょくに向けた取組み及び福島県民健康管理基金への拠出など13項目にわたり要請した。

国においては、放射線量低減化対策や風評被害の防止など被災地の復興支援をしているが、原子力政策を国のエネルギー政策の一環として推進してきたことから、今後においてもより一層、原発事故の早期収束に向け、東京電力株式会社と一体となって総合的かつ全面的な責任のもと取り組む必要があるものと考えている。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興が実現し、原発事故が早期に収束するよう、特段の措置を講じるよう強く要望する。

1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた確実な取組みについて

福島第一原子力発電所は、平成 23 年 12 月に冷温停止状態の安定宣言がなされ、現在、中長期ロードマップにより廃炉に向けた各種作業が進められているが、今後の廃炉作業の過程においては、さらに高度な技術を求められることから、国の責任のもと、国内外の英知を集結するなど、総力を挙げて確実な廃炉に向けて取り組むこと。

2 福島県内原子力発電所の全基廃炉について

福島県議会及び県内全市町村議会において、県内全原子力発電所の廃炉に向けた決議や意見書が可決されている現状を深く認識するとともに、これら県民の総意を真摯に受け止め、全基廃炉について、事業者の判断に委ねることなく、東京電力株式会社に強く求めること。

3 東日本大震災復興交付金等の期間延長も含めた事業拡大について

東日本大震災復興交付金、社会資本整備総合交付金、震災復興特別交付税などの特別な財政支援については、平成 27 年度までとされている集中復興期間を延長するとともに、被災地の実情にあった対象事業の拡大を可能とすること。

4 風評被害払しょくに対する財政支援制度の確立について

本市を含む県内各市町村においては、福島県市町村復興支援交付金制度を活用し、風評被害払しょくに向けた各種対策を講じているが、その原資には限りがあることから、継続した財政支援制度を確立すること。

5 被災者受入れに対する十分な財政措置について

本市においては、避難指示区域等からの被災者受入れに伴い、行政運営経費が増加しており、安定した住民サービスの確保のためにも、財源確保が急務となっている。

国では、原発避難者特例法の避難住民受入れ経費の算定方法については、一人当たりの標準的な受入れ経費の単価を用いる方式に見直しを図ったが、引き続き受入れ自治体の実態把握に努め、継続した財政措置を講じること。

6 原子力災害に伴う市税等の減収分に係る財政措置について

平成 24 年度から平成 26 年度までの固定資産税及び都市計画税については、原子力災害に伴う損耗残価率の適用（土地 90%、家屋 70%）により、大幅な減収となっているため、原子力災害に伴う市税等の減収分の全額について、財政措置を講じること。

7 福島県民健康管理基金への十分な財政措置について

福島県が実施する 18 歳以下の医療費無料化事業や県民健康調査の原資となっている「福島県民健康管理基金」に対し、基金が枯渇することがないように財政措置を講じること。

8 迅速かつ効果的な除染の推進について

環境省において策定している「除染関係ガイドライン」に、国や県、市町村において実施した実証試験等による有効な除染方法を随時反映させ、新しい除染手法や追加的な除染手法について、市町村が柔軟に対応できるよう運用方針の見直しを行い、除染を推進すること。

9 ため池、河川、山林等の除染手法の早期確立について

ため池、河川、山林等の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め、効率的かつ効果的な除染手法の早期確立を図ること。

10 中間貯蔵施設の早期整備について

本市市民は、いまだに放射線への不安を抱えながら生活をしている状況であることから、自宅敷地内に一時保管している除染土壌を早急に搬出できるよう、福島県と連携して中間貯蔵施設の早期整備を推進すること。

11 中間貯蔵施設搬入に伴う積込場設置に係る支援について

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に際し、中継拠点となる積込場設置については、本市で希望する条件に合った国有地を含む用地の提供など積極的に支援すること。

12 中間貯蔵施設整備に係る十分な説明について

中間貯蔵施設の整備にあたっては、建設候補地のほか、積込場の設置候補地域や輸送経路上の地域に対しても、地域住民が不安や混乱を抱かないよう十分な説明を果たすこと。

13 放射線に対する健康管理体制の維持について

ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、甲状腺のエコー検査等、健康に関する異常が早期発見できる放射線に対する健康管理体制を引き続き維持すること。

また、甲状腺検査については、検査結果の客観的妥当性を確保する

必要があることから、国において、全国規模の詳細な比較調査を実施すること。

14 本市への再生可能エネルギー関連産業の集積について

本市には、再生可能エネルギーに関する最先端の研究を行っている「独立行政法人産業技術総合研究所・福島再生可能エネルギー研究所」が開所されていることから、再生可能エネルギー関連産業の集積を図ること。

15 損害賠償の確実な実施について

原発事故により、個人、法人及び本市が被った全ての損害に対し、東京電力株式会社が適切で迅速な賠償を実施するよう強く指導すること。

16 営業損害賠償の継続について

先般、国と東京電力株式会社から、避難区域における営業損害賠償を平成 28 年 2 月で打ち切るとの方針案が示された。

自主的避難区域等対象区域に存する本市において、多くの商工業者は、新たな顧客開拓や商圈拡大、業種転換、新サービス提供などの経営改善を行い、懸命な努力を続けているものの、原発事故に起因する著しい経営悪化は重大な支障をもたらしており、自助努力のみでは到底対応しきれない状態である。

よって、原発事故前の状態に戻るまで、営業損害賠償を継続すること。

17 自主除染に対する確実な損害賠償の実施について

個人や法人が自主的に行った全ての除染費用について、損害賠償を最後まで確実に行うとともに、未請求者への周知等を適切に行うよう東京電力株式会社へ強く指導すること。

18 原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介案の尊重について

原子力損害賠償紛争審査会の指針は、最小限の損害賠償の基準であるため、東京電力株式会社が原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案を尊重するよう強く指導すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。